平成３０年１月２０日

２０号

おやまだ

小山田地区市民センター
TEL:328－1001
ホームページアドレス
http://oyamada3320.sakura.ne.jp

表彰おめでとうございます

１月７日（日）四日市ドームにて開催された『平成３０年四日市市消防出初式』において、永年にわたり消防活動に尽くされた功績に対して小山田分団からは次の方が表彰されました。

三重県消防協会表彰　精勤章（勤続年数15年以上）
・班長　倉田　貴生 さん

三重県消防協会表彰　表彰徽章（勤続年数5年以上）
・団員　伊藤　正也 さん　・団員　後藤　勝壽 さん

四日市市長表彰　消防団功労者表彰
（勤続年数20年以上※勤続15年以上の団長含）
・部長　矢田　富教さん　・班長　矢田　浩通さん

四日市市長感謝状　消防団退職者感謝状（勤続3年以上）
・団員　須藤　卓也 さん

地域マネージャー・藤江のチョットいいですか？

１月７日（日）に開催された新春恒例行事の出初式を見て来ました。

出初式の起源は、江戸時代に上野東照宮で定火消（じょうびけし）によって行われた行事が始まりと伝えられています。当日は快晴で、子ども連れ家族の方も多く賑やかな雰囲気でした。

最初に行われたドーム東道路の分列行進は、20数台の各消防分団などの消防車が、子ども隊長を乗せて圧巻の行進をしていました。

ドーム内での式典は、森市長のあいさつの後、表彰式がありました。また、ドーム南の広場では、子どもたちが地震体験車・はしご車の搭乗体験をして歓声が上がっていました。

みんなで火災や災害の予備知識を楽しく学んで防災意識を高めていくことも出初式の目的の一つと思います。最後に消防関係の方々には、改めて感謝するとともに、今後も市民のために頑張っていただきたいと思います。

高齢者を対象とした公共交通の課題解決に向けた取り組みへの協力について
～デマンド交通社会実験にご協力ください～

鉄道やバス等の公共交通が不便な地域にお住まいの高齢者の方を対象に、タクシーを使った社会実験を実施します。多くの皆様のご協力をお願いします。

＜社会実験の概要＞

■対象地域：**小山田地区**・内部地区・河原田地区内の交通不便地域

■対象者：対象地域内にお住いの75才以上もしくは65才以上の運転免許証をお持ちでない方

■内　容：指定された区域にある病院、ショッピングセンター、市役所・地区市民センター、駅などへタクシーを利用して移動する場合（要予約）に、料金の一部（一人あたり1回500円）を市が負担いたします。　※利用には、事前の登録が必要です。

■実施期間：2月5日（月）～3月25日（日）

■事前登録について：対象となる可能性のある方には、申請書を同封したチラシを1月下旬に送付いたしますので、内容をよくご確認の上、お申し込みください。

問合せ：都市計画課公共交通推進室　TEL：354－8095　FAX：354－8404

小山田地区市民センターに

新刊の入荷と本の寄付がありました

【児童書】

・よるのようちえん／谷川　俊太郎　　・もりのほんやさん／舟崎　靖子
・そらの１００かいだてのいえ／いわい　としお

四日市市在住の方です

【一般図書】

・ぷにんぷ にんぷ／前川　さなえ　　・ぷにんぷかあさん／前川　さなえ
・君たちはどう生きるか／吉野　源三郎　　・この世の春　上・下／宮部　みゆき
・マスカレード・ナイト／東野　圭吾　　・わたしを離さないで／カズオ・イシグロ
・ホワイトラビット／伊坂　幸太郎　　・ＡＸ ｱｯｸｽ／伊坂　幸太郎
・生きていくあなたへ／日野原　重明　　・デキる女は「抜け目」ない／風呂内　亜矢
・老いと収納／群　ようこ　　・ゲッターズ飯田の縁のつかみ方／ゲッターズ飯田
・ヘルプマン！！Ｖｏｌ．９／くさか里樹　（寄贈：特定非営利活動法人　りんどうの会）

自動車文庫　**2月7日（水）**

JA小山田支店	10:10～10:40
鹿間町自治会広場	10:50～11:20

＜文化財を火災から守ろう＞

1月26日は、「第64回文化財防火デー」です。

文化財防火デーの制定は、昭和24年1月26日に現存する世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことに基づき、昭和30年の第1回文化財防火デー以来毎年この日を中心に、文化財愛護に関する意識の高揚を目的として、全国で消防訓練や点検をはじめとした文化財防火運動が行われています。

国民的財産である文化財を火災や震災などから守るためには、文化財の関係者、消防機関、地域の皆さんが一体となって、火災予防の環境作りや防災体制の整備に努めることが大切です。文化財の防火・防災へ関心を高め、みんなで文化財を守りましょう。

問合せ：消防本部　予防保安課　TEL：356－2010

四日市市地域防犯協議会講演会
～自分たちのまちは自分たちで守る！防犯活動で犯罪抑止～

安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、防犯活動の裾野を広げ、それらの活動を後押しすることを目的とした啓発イベントを開催します。是非、ご来場ください。

日　時：1月28日（日）14：00～16：00
場　所：四日市市総合会館　8階　視聴覚室
内　容：①三重県警察本部生活安全企画課 犯罪抑止対策室長　中川達也氏による、三重県内における犯罪状況に関する講演
②セルフディフェンスコミュニケーション開発　青嶋宮央氏、大矢紘瑛氏による、防犯パトロールや護身術に関する講演
料　金：無料

問合せ：市民協働安全課　TEL：354－8179

H29年度　生活支援員養成講座

認知症や障害等から判断能力が低下した方々の生活をサポートする福祉の担い手になってみませんか？

市社会福祉協議会では、必要な手続きやサービスについて適切に判断することに不安がある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの方を対象にいろいろな手続きのお手伝いや日常的な金銭管理サービスを通じて、皆さんの生活を応援しています。実際に利用者の方を訪問し、必要な手続きをお手伝いしていただく生活支援員（有償）の担い手となるための養成講座を開催します。

実施期間・内容：2月22日（木）9：30～15：30　・権利擁護の仕組みと必要性　他
3月　1日（木）9：50～16：30　・介護保険制度と日常生活支援総合事業　他
参 加 費：無料
場　　所：じばさん三重　視聴覚室　※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください
※お申込み等、詳しくは下記問合せ先までご連絡ください

申込締切　2月9日（金）

問合せ：市社会福祉協議会地域福祉課「生活支援員養成講座」担当
TEL：354－8144　FAX：354－6486

四日市市こども子育て交流プラザへ遊びに行こう！！

日　時	内　容	対　象	その他
2月3日（土） 14：00～15：00	豆まきをしよう （みんなで豆をまきましょう！）	小学生以上	雨天決行
2月4日（日） 11：00～12：00 13：15～16：00	ポンポン的当て （毛糸でポンポンを作って、的当てをしてみよう！） ※材料がなくなり次第終了	年長～高校生まで	
2月24日（土） 10：00～15：00	第4回よかパパフェスティバル （ダンボール列車作り・ミュージカルショー　他）	未就学児～小学生まで	

※ 事前申込：不要　　料金：無料

問合せ：こども子育て交流プラザ　東新町26－32　橋北交流会館4階　TEL：330－5020

市県民税、所得税の申告が始まります

今年も市県民税、所得税の申告時期となりました。必要書類などの準備は お済みでしょうか。
申告書はご自身で記入し、提出してください。

※市県民税の申告期限、所得税の申告・納付期限は3月15日（木）です。

≪市県民税（市役所 市民税課）≫

市県民税の申告（オレンジ色の封筒の人）の日程と場所は次のとおりです。
また、申告は郵送でも可能です。

・小山田地区市民センター　3月5日（月）　9：00～14：30
・市役所（2階　市民税課）　3月8日（木）～15日（木）　9：00～16：00　（土・日曜日は除く）

問合せ：市民税課　TEL：354－8132　FAX：354－8309

≪所得税（四日市税務署）≫

確定申告会場の開設について

日　時：2月16日（金）～3月15日（木）（土・日除く）9：00～17：00（受付終了時間16：00）
会　場：じばさん三重6階（安島一丁目3－18）

※この期間は四日市税務署内には確定申告会場を設けません
※専用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください
※じばさん三重へのお問い合わせは、ご遠慮ください

「スマート！確定申告」をご活用ください
～パソコン・タブレット・スマートフォンからご自宅で申告書が作成できます！～

確定申告会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」をご利用ください。

問合せ：所得税の確定申告について・・・・四日市税務署　TEL：352－3141
作成コーナーの操作について・・・e－Tax・作成コーナーヘルプデスク　TEL：0570－01－5901

上記について、詳しくは広報よっかいち1月下旬号または各問合せ先までご確認ください

南警察署からのお知らせです！

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届いたという相談が多く寄せられています。

このハガキは架空請求詐欺のハガキです。相手には絶対に連絡しないで下さい。

不安になったら、すぐ警察やご家族の方等に相談してください。

問合せ：南警察署　生活安全課　TEL：355－0110

実際に小山田地区の方に届いたハガキです。
被害に遭わないよう、十分に注意してください。

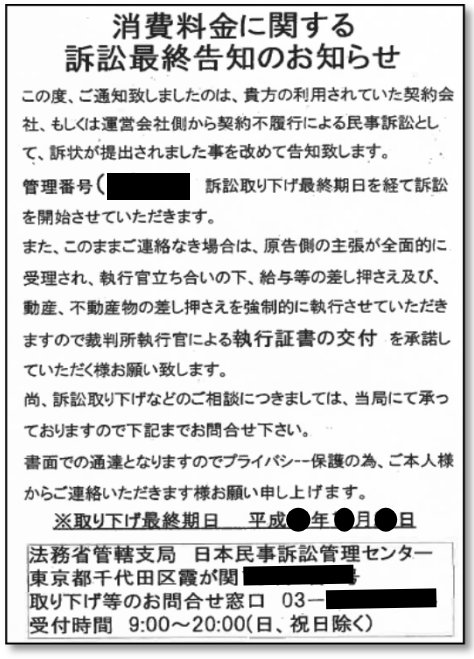

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号（[redacted]　訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付　を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日　平成●年●月●日

法務省管轄支局　日本民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関[redacted]
取り下げ等のお問合せ窓口　03－[redacted]
受付時間　9:00～20:00(日、祝日除く)